

## 平成 27 年度 第 1 回四條畷市子ども・子育て会議議事要録

場 所 四條畷市役所本館 3 階 委員会室

日 時 平成 27 年 5 月 25 日 (月) 午後 1 時 30 分～

(出席者) 小寺委員長・柏原副委員長・豊田委員・武知委員・市林委員・榎本委員  
原委員・吉村委員・三田委員・小田委員・山田委員

### 1. 開会

事務局：(挨拶)

室長：(挨拶)

事務局：(会議成立要件の報告)・

教育委員会との連携から学校教育課長、子育て支援関係から子育て支援センター施設長、くすのき園園長の、事務局サイドに入ることについて審議をお願いします。

委員長：(挨拶)

事務局からの申し出について、教育との関連や子育て支援についても議論していく必要があると思われることから、問題ないと思いますがよろしいですか？

委員：入られることに異議はありませんが、これまで文科省、厚労省との縦割り行政の弊害を見てきましたので、四條畷はそのようなことはないと思いますが、速やかに意思決定できるような体制を整えておいていただきたいと思います。

事務局：自己紹介

### 2. 議事

委員長：本日の議題について

- ①四條畷市の子ども・子育て支援事業の状況について
- ②平成 27 年度実施の子育て関連施策について
- ③四條畷市子ども基本条例について
- ④四條畷市認定こども園について

(1) 四條畷市の子ども・子育て支援事業の状況について

事務局：(資料説明)

委員長：事務局からの説明に、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

委員：待機児童として施設の空きを待っている方は、どこかに入っているのですか？それともどこにも入っていないのですか？

事務局：入られていません。兄弟で同じところに入れるのを待たれていたり、保育所に空きがあれば入りたいという方もおられます。

委員：その方たちを待機児童に含めると、もっといるということですか？

事務局：51 名います。

委員：子どもの数が減ってきている中で、待機児も減っているのでしょうか？

それにより施策が変わっていくのではないかと思います。

事務局：子どもの数は減ってきていますが、就労される方が増えてきているようで待機児童数はそんなに減ってきてはいません。

## (2) 平成 27 年度に実施の子育て関連施策について

事務局：(資料説明)

委員長：ただ今の説明について、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。

委員：ハンドブックは、年に 1 回作成する予定ですか？

事務局：昨年度の補助金事業で作成したもので、年 1 回作成するものではありません。今後 3~4 年の間に生まれてくるお子さんの世帯に配付を予定しています。

委員：内容は、月刊の子どもの雑誌に載っているような内容ですが、四條畷市の特徴(遊び場、スポットなど)が載っていたらもっと便利だと思います。次に見直す時はよろしくをお願いします。

事務局：ご意見を参考に作り込んでいきたいと思っています。

委員：市内の保育所幼稚園に配付されたそうですが、どこにも属されていない子どもへの配布はどうされるのでしょうか？

事務局：配布方法については、どこにも行っておられない方については把握することが難しく、今後、出産後の手続きをするために市役所へ訪れる方を対象に配付し、活用してもらいたいと考えています。

委員：子ども子育て支援制度は、すべての子ども対象がなので、そのへんの配慮も必要かと思っています。良い方法を考えてください。

副委員：公立保育所に子育て相談の窓口を作られたそうだが、件数はあるのでしょうか？また地域の方のニーズをひろえる窓口になっていますか？

事務局：この 4 月からの事業でまだ相談件数はありませんが、周知を考えていきたいと思っています。今後、保育所の親子教室を利用された方の中から相談が上がってくると予想しています。サービスの周知とともに取り組んでいきたいと考えています。

委員長：くすの木園での 3 つの新事業について、かなり専門性の高い内容だと思いますが、マンパワーをどうされていますか？障がい児相談事業ではケアプランも作られているとのことで、どこの市も子どものケアプランについて進捗が悪いときいていますが、四條畷市は子どものケアプランはくすの木園だけですのでしょうか？

事務局：マンパワーについては、専門性の高いものになりますので、非常勤ではありますが心理相談員を採用し保育所等訪問を行っています。障がい児相談事業については、進捗状況が悪いと指摘されていますので社会福祉士(正規職員)がプランをたてています。くすの木園だけでなく民間の事業所もプランをつくることになっていますので、ともに力を合わせてサービスの提供に努めていきたいと思っています。

委員：保育所等訪問は、依頼があった時に行くのですか？それとも予め決まっていて順番に回っていくのでしょうか？

事務局：巡回相談、巡回指導は各保育所幼稚園に年 3 回程度訪問する予定です。市で予定を組まさせていただきます、各園と日程調整し訪問することになっています。

保育所等訪問事業は、保護者からの申請により行う有料事業(1 回あたり 1000 円弱)となっています。巡回相談、巡回指導は、保育所幼稚園の先生に対しての助言、指導となっています。

委員：臨床心理士さんが行かれるのですか？

事務局：臨床心理士が伺います。

委員：巡回相談は小学校へは行かないのですか？

事務局：基本的には18歳までとなっているので小中学校も考えていますが、まずは保育所・幼稚園から実施しています。

委員：学校では荒れている子がいて、保護者は悩んでおります。学校も対応してくれていますが、その時だけの対応になっている場合もあります。そんな時に市の心理士さんと連携して進めていってもらえたらと思います。保護者は、成長途中だからもう少しすれば落ち着くかなと思う人も多く、自分から手をあげるのは難しいと思います。

しかし、イライラする気持ちや、学習がわからなかったりと、どうしていいかわからず、子ども本人がかわいそうなので、早くサポートしてあげられたらと思います。学校の先生も、どこかに相談出来たり、情報を入れてもらったりして、対応して下さればと思います。

事務局：小中学校とも、そのような相談があった場合は、学校教育課の担当職員と、通級指導教室の専門的な研修を受けた教師、その他交野支援学校四條畷校へ要請をかけるなどをして、巡回指導の先生がチームを組み、子どもさんの状態を見させてもらい、担任や管理職の先生にアドバイスさせてもらっています。なかなかすべて回れていない現状なので、今日のご意見を伝え、もっと回らせていただきたいと思います。

委員：支援学級の先生方は専門知識をお持ちになっていると思いますが、支援学級に入っていないけれど支援が必要な子どもさんもあわせて見てもらうことはできないのでしょうか？また、サービスが充実しても、保護者が自分の子どもに支援が必要だと認められない場合も多いと思いますが、保護者に子どもさんの事を伝える立場にある方はいらっしゃいますか？

事務局：巡回指導については、支援学級に通級している子に限らず学校の中でお困り感のある子に対応しています。

一番困っているのは子どもですが、保護者も困っておられることを理解し、認めたくない気持ちもふまえたうえで相談し、丁寧にその子にとっての一番いい方法を学校や担当から伝えていますが、難しいところもあります。中学校区毎にスクールカウンセラーも配置されておりその方へ繋げ、保護者の悩みを聞きだしてもらったり、保護者や子どもの思いを学校や子どもに返せるような手立てをうっています。

委員：発達障がいの子の保護者が孤立していないか心配です。どこへ行けばいいかわかる様な情報が市から発信されることで、様々なサービスの情報が保護者の手元に行きわたるように情報発信をもっとして頂きたいと思います。初めは関心なくても、回を重ねるごとに関心を持ってもらうこともあると思います。

事務局：年に何回かスクールカウンセラーのことについてお手紙を出していますが、それにプラスして情報発信していきたいと思います。また、学校には言いにくい事もあると思いますので子育て支援センターのサービスも情報提供し、広報していきたいと思います。

委員：親としてはカウンセラーという言葉自体が重く感じますし、敷居が高いと思います。肩書や役職のある誰かを派遣してというのではなく、それぞれの学校にいる先生で、よく話をきいてくれる身近な先生が親御さんの窓口であってくれたら救われる親御さんも多いと思います。親も、しんどい子に対して、「うちの子じゃあないねん」とほっておくのではなく、親として対処しないといけないとは思いますが、周りからはみ出してしまう子の保護者の気持ちもわかります。

事務局：おっしゃる通りだと思います。すぐにカウンセラーや子育て支援センターで相談するというのではなく、親御さんの気持ちに寄り添って信頼関係ができたうえで、専門家へと繋げていくように学校にも伝えていきたいです。

事務局：「学校で〇〇と言われたけど…」といったような学校には言いにくいことも相談できる場とし

て子育て総合支援センターも、利用していただきやすいように周知をはかっていきたいと思  
います。

委員：子どもの発達に関しては、幼稚園・保育園の早い段階である程わかっていくのではないですか？  
早くにわかれば早く手だても出来るので、出来るだけ早くからの手立てをして進めていってほ  
しいと思います。

委員：検診などで入園前に子どもさんの状態を把握している親御さんもいれば、健診等に行ったこと  
がなく、気づいておられない方もいらっしゃいます。気づいておられない方にどのように気付  
いてもらえるかについては、難しいところですが、日々の学校生活の中で担任との信頼関係の  
構築のうえに成り立つと思います。時間はかかりますが一番の近道なので、そのように指導し  
てゆく必要があると思います。

委員：毎年何件かそのような子はおり、認めたくない保護者の方もいらっしゃいますが、保育所で日々  
集団の中の子ども達と接しているとわかってきます。発達障がいとひとくくりにも言ってもそれ  
ぞれ状態は違うので、担任から疑問があがれば保健センター・保健士さんへ相談をし、また保  
護者へも保健センターへの相談を提案、声掛けしたりして、その子にあった方法を考えていっ  
ています。保護者との関係はデリケートで、難しいところですが、やはり子どもの事が第一な  
ので積極的に働きかけお願いしています。

### (3) 四條畷市子ども基本条例について

事務局：(資料説明)

委員長：市からの「四條畷市子ども基本条例」についての説明について、ご意見ご質問等がございま  
したらお願いします。

委員：条例なので独自色を出すことは難しいと思いますが、四條畷市の「子ども基本条例」なので四  
條畷らしさというのはどのへんに表れているのでしょうか？

事務局：理念条例なので独自色は出しにくいのですが、第9条「四條畷の子どもは四條畷の豊かな自然  
の中で安全に安心して暮らすことができ…」というようなところで四條畷らしさが出せて行け  
たらと思っています。小中学校の児童会にアンケートを取りに行った中でも、四條畷の自然が  
豊かなところが好きだという意見を沢山もらいましたので、そういったことを盛り込んでいけ  
ればと思っています。

委員：自然は、一番のキーワードだと思いますが、条例の中にどう盛り込んでいくか具体的などころ  
を明確にしていく必要があるのではないのでしょうか？

事務局：四條畷の特色のある条例をとということですが、豊かな自然ということに加えて、前文にもある  
ように四條畷市は他市町村に先駆けて障がい児の通所施設を早期から実施しています。それを  
始めて46年経過しており、共生保育、障がい児に対する子育て支援の理念は変わっていま  
せん。地域で周りの友達と一緒に育ってほしいという理念は四條畷の特色であると言え  
ると思います。そのような考え方を条例の中にも含ませていけたらいいなと思います。

委員：教育委員会の方が来られているので、ぜひ伝えたいことがあります。四條畷は緑が多く、子  
ども達がそれを好きと言っていることは素晴らしいことですが、子ども達が本当に遊ぶ場所があ  
りません。広場でもボールを禁止されていて外で遊べない状況があります。外へ出て、自分  
で考えて遊ぶという力が育っていないのを感じます。昔は自分達で考えたり工夫したりして遊  
んでいましたが、今の子は、自転車を乗りながらスマホを触っていたり、お店でゲームをし  
たり、通信を使ってしゃべらず遊んでいます。その姿を見てとても悲しくなります。子ども  
は、学校の校庭をどうして開放してもらえないのかと思っています。サッカーや野球などのスポ  
ーツク

ラブなどに入っている子達だけが校庭を使えることに納得できません。校庭を開放してもらい子どもがのびのびと遊べる場を提供して頂きたいと願っています。

このような状況は、スポーツクラブ等に通っている子と通っていない子との格差にも繋がると思われ、権利条約でうたわれている「平等に」というところから外れていくのではないかと思います。

事務局：貴重なご意見ありがとうございます。学校教育課だけでなく地域教育課とも相談して進めたいと思います。即答はできませんが、ご意見を持ち帰らせていただきます。

副委員長：校庭開放は、法律上などの理由で難しいところがあるのですか？安全面であるとか。

事務局：校庭開放中の安全管理で難しいところがあります。以前他府県で放課後遊んでいて事故があり、県の方からも厳しく指導が入るようになりました。そのようなことも考えながら対処していく必要があります。放課後空いているからいつでも使っているということではなく、子ども達がどのように安全に使っていくのかということや、一旦下校して再度遊びに来て、いつまで開放するのかというような課題もあります。以前、監視員を配置し、校庭を開放したことがありましたが、その当時はあまり利用が無く今はしていないと聞いています。

委員：校庭開放については、以前行われていたものは利用する曜日・時間が決められていたり、申込みをしなければいけなかったのが、利用が少なかったのだと思います。もっと保護者や児童が利用しやすく、わかりやすいように知らせてほしいと思います。

委員：遊ぶ場所がないことについて、校庭をスポーツ教室等に貸し出していますが、本来は、地域の子どもたちに使わせてあげるのが筋ではないでしょうか。スポーツ教室が使用できるグラウンドなどが別にあればいいのではないのでしょうか。学校適正配置の際に、ご検討いただきたいと思っています。

委員：子ども達に使い方も含めて意見をとってみることも大事だと思います。何でも大人が決めてしまうのではなく、自分たちで考えてみるような場面もあっていいのではないのでしょうか？

事務局：遊び場については、小中学校を回り意見を聞く中で子ども達からも同様の意見が出ています。子ども・子育て会議の中でこのような意見があったということは、伝えていきたいと思っています。

#### (4) 認定こども園について

事務局：(資料説明)

委員長：只今の認定こども園の説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願い致します。

委員：認定こども園について他市でも色々な意見をきいています。思っていたのと違う等、混乱がしばらく続くと思われれます。それは、国の施策が定まっていない事や、実際の使い勝手、施設型給付が理解されていない事等の理由があると思います。施設型給付というのは保護者に行くお金を、施設が代理で受け取るというシステムのことですが、そこを保護者によく理解していただいて、もう少し積極的にこの制度についての意見を伺う必要があるかと思っています。実は平成28年度より認定こども園「幼稚園型」に移行していくことも検討しており、調べていく中で、保護者の中には、就園奨励費よりも施設型給付に移行した方が保育料が高くなる方もおられ、それなら敢えて認定こども園に移行することもないかという疑問もあがってくるわけです。その辺のところについては、制度設定をきちんとして「認定こども園に移行して良かった」と保護者の方に思ってもらえるようなものにしていきたいと思っています。この会議で検討して頂ければと思っていますのでよろしくお願いします。

事務局：新制度が始まり2か月程度たちましたが、1号2号3号の認定区分を設定する制度になっています。基本的に制度が変わったからと言って保育料が高くなるように設定してきませんでした。

幼稚園の場合、今までは「入園料に加え、月々の保育料がかかってきますが、所得に応じ就園奨励費として後で返ってきます」というのが今までの制度でしたが、新制度では、最初から所得に応じて保育料が定められるという風になりました。そして幼稚園の入園料は月々の保育料に含め、就園奨励費を先に引いたところから月々の保育料を設定したわけですが、その中で多子減免として、第3子に関しては第1子が小学校3年生までは保育料が無料になると定めています。第2子は第1子の半額と定められていますが、実際は就園奨励費をひいて算定しますと、第1子は下がっていますが、第2子は半額まで下がっていないこともあり、一部課題もあります。市として課題がある部分については改正を行うことも検討していかねばならないと考えています。

委員：友達の子どもが4月に保育園に入園しましたが、ゴールデンウィーク直前に保育料の通知が来たことについて、保育料は保護者にとってかなり重要なことなのにそこが後回しになっているというのはおかしいのではないかと苦情を聞いています。新制度になるにあたり保育料はどのような順番で決められたのですか？

事務局：新制度では、所得に応じ入園料を含めた保育料を定めています。今までの総負担額が変わらないように検討している途中に、国の方から非課税家庭については3000円にするようにと年末ぎりぎりに通達があったり、公定価格が変わったりと、国の方の情報も遅れ遅れになっていました。また近隣市との保育料の差が大きくなるようにと調整もあつたりしまして、保育料決定になかなか至りませんでした。保育料を後回しにしたわけではございませんが、結果的に年度が変わってしまいました。保護者の方には生活に直接影響してくるものなので、確定してお伝えしたかったのですが、申し訳なかったと反省しており、今後このようなことが無いようにしていきたいと思います。

委員：保育料決定が遅くなったことや今後の見直しの部分は、市民の皆様にとどのような形で伝えているのでしょうか？広報か何かでお知らせがあった方が保護者も納得するのではないかと思います。

事務局：保育料決定通知の中では経緯等お知らせしております。また今後、ホームページの中でも新しい情報、状況等については、お知らせしていきたいと思います。

委員：現在でも国は子ども子育て会議をやっており、制度自体が流動的な部分があるので、市として対応は難しいものがあつたのではないかと思います。

副委員長：公定価格について仮の部分があり、結局3月末まで決まらず、市を庇うわけではないですけどやはり、国の責任はあると思います。国の施策というのはこんなに大きく市民に影響するののかということを感じています。

委員長：幼稚園は施設型給付にかわり、代理受領になるということですが、契約はどことどこがするのですか？

事務局：市民と幼稚園施設が直接行います。

委員長：今までは市と契約ではなかったのでしょうか？

事務局：保育所はそうでした。それが今後は、施設型給付を受ける幼稚園施設は保護者と直接契約となりました。

委員：それに伴い、契約の中身はもう決まっているのですか？内容はそれぞれ違うのでしょうか？

事務局：契約内容は、一律になります。保護者は施設を選び、その時点で保護者と各施設との契約となります。1号認定の場合、保育料は一律ですが、遠足代、教材費等は施設側ごとに違っており、施設側が必ず保護者に提示しないとイケません。その内容を確認したうえで保護者の方が施設と契約してもらうことになっています。

委員：親御さんたちは、どこまで理解できているのでしょうか。契約内容の中身は保護者にわかりやすいように配慮して説明してもらえるとありがたいと思います。

委員：認定こども園になると所得によって保育料が変わってきます。今までは一律の保育料でしたが新制度では一人一人違うので個別に説明が必要となります。時間はかかるけれども必要なことと考えています。

委員：個々で契約した内容は個人情報なので漏らさないようお願いしたいと思います。

委員：いろんなことが遅れ、いろんなところに影響が出ています。やはり責任は、国の厚労省や中央にあると思います。法律だけを先に決めてしまって見切り発車で実施したので、公定価格がころころ変わるなど、そのたびに、市も保育現場も振り回された思いがあります。新制度がはじまり2か月たちようやく先が見え始めたところだと思います。

委員：市が考えているこども園について、以前の幼稚園・保育園の入所者数も踏まえながら、検討していく必要があると思います。待機児童を減らすという根本的なところが必要だと思いますが、将来的にこども園に移行するとして、待機児童を減らすという目的に対して方向は合致しているのでしょうか。定員割れは地域性の問題もあり、本来の目的とは違うことで定員が割れているということですか。

事務局：本来幼稚園に行っていた子の家庭で保育ニーズが高まっていることがあります。地域性というのがあります。近くに病児保育を行っている保育園がある等、民間園が多いことや、発達障がいの子どもの受入れをしており職員配置の課題があったりして4月現在では忍ヶ丘保育所は68名となっています。今はもう少し増えていますがなかなか定員まで行かない状況です。

委員：市ができることと民間のできることは違うと思います。厳しい言い方をすれば、市は利益を求めず、皆がサービスを楽しむ形で、となるのでしょうか、障がいのある子を受け入れたうえで子どもが増えるようにしていけないのではないのでしょうか。こども園に移行したが、子ども数は変わらなかったではあまり意味がないのではないかと思います。将来的に市民が増えれば、行政サービスもあがると思います。特色として待機児童ゼロにするのも、市として売りになるのではないのでしょうか。今後考えていくうえで、そういう所も出して行ければ論議しやすいのではないのでしょうか。

委員長：他、意見はございませんか。

無いようですので次、事務局より今後のスケジュールについてお願いします。

事務局：スケジュールの前に、2番目の「平成27年度実施の子ども子育て支援事業の状況について」にもからみますが、保育所は保育事業だけでなく、核家族化による保育支援も業務の中に入ってきており、地域の子育て支援も行っています。また幼稚園も、子育て支援として預かり保育事業等を行っています。国の子育て支援事業の中でも、文科省・厚労省の事業内容について話があったということで、原委員より幼稚園の子育て支援事業におきまして資料を用意していただき、配布させていただいておりますので、説明のほうよろしくをお願いします。

委員：幼稚園の子育て支援事業と言いますと、預かり保育と、未就園児保育との2本になります。今回新制度において一時預かり事業の中で保育をしていくことになります。

従来の預かり保育と同様、在園児が対象となります。一般の子どもを預かってはダメということはありませんが、ほとんどが在園児となっています。実施の主体は「幼稚園もしくは認定こども園」で、対象は主に在籍園児（3～5歳）で、想定されるのは1号認定（通常の保育料＋預かり保育料）2号認定（保育料のみ）になります。問題になるのは、1号認定と2号認定で、多少の保育料の差はあるものの預かり保育を受ける時の料金体制が違う事です。これがこれからの課題となると思っています。2号認定には、保育料に預かり保育料・給食費がくみ込まれ

ていますが、1号認定は、保育料に加え、給食費・預かり保育料を支払うことになります。どちらが得かということ、保護者へ説明が必要になってくると思っています。職員体制としては、保育士、幼稚園教諭今は両方持っている方がほとんどなので問題はないと思います。

預かり保育における幼稚園の選択肢として①施設型給付を受ける認定こども園 ②施設型給付を受ける幼稚園 ③施設型給付を受けない幼稚園（今のまま、私学助成を受ける）とがあります。原則として一時預かり事業に移行する幼稚園については、市町村の地域子ども子育て支援事業を受託することを考えています。現在の預かり保育が円滑に移行できるよう、資格要件の緩和等を行うとともに広域実施を基本系とした一時預かり事業（幼稚園型）を創設する、ということです。暇幼稚園は施設型給付に移行していく予定ですので、市町村からの一時預かり事業を受託できるかと考えています。

市の事業のひとつでありますので、事業計画の中にも位置づけられていますので積極的に進めたいと思います。よろしくをお願いします。

事務局：幼稚園について、委員より説明して頂きました。資料にありますように13事業が国で定められており、市としても取り組んでいかなければならないと考えております。その中の一事業として幼稚園の一時預かり事業について、市として推進していかねばならないと考えています。

委員長：今のご説明についてご質問ご意見ありませんか？

次に「今後のスケジュール」について説明をお願いします。

#### （5）その他

事務局：（今後のスケジュールについて連絡）

委員長：ただいま事務局から説明がありましたがこれについてご意見等ございませんか、とくに無いようですので、これで「子ども・子育て会議」の審議は終了したいと思います。

事務局：（あいさつ）

<閉会>